

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第121号
事故等種類	衝突（ワイヤロープ）
発生日時	平成24年8月16日（木） 16時30分ごろ
発生場所	兵庫県西宮市西波止町西宮大橋付近 西宮市所在の大関酒造今津灯台から真方位274° 850m付近 （概位 北緯34° 43.2′ 東経135° 20.2′）
事故等調査の経過	平成24年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ^{ウルトラ} ULTRA260 ^{エックス} X、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-54232大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	ハンドルが破損、右舷船底部に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が操縦して後部座席に子供2人を乗せ、平成24年8月16日16時00分ごろマリーナを出航し、西宮大橋付近を低速力で遊走中、16時30分ごろ施設の支柱を支えている直径約20mmのワイヤロープと衝突した。 船長は、ワイヤロープが胸部に当たって肋骨を骨折した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	ワイヤロープの設置場所は、展張されたオイルフェンスに囲まれており、標識が設置されていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、西宮大橋付近において遊走中、船長がワイヤロープが張られていることに気付かなかったことから、ワイヤロープと衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西宮大橋付近において遊走中、船長がワイヤロープが張られていることに気付かなかったため、ワイヤロープと衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 標識を見落とすことがないように見張りを適切に行うこと。

